

～事件 その ③：食品と安全～

<明らかな事実>

Xは、岐阜市に住む女性（36歳）である。Xは、食品会社Yが製造したゼリー菓子Kを近所のスーパーで購入し、自宅で息子A（当時3歳6か月）に与えたところ、AはKをのどに詰まらせてしまった。Aが苦しそうにする様子に気がついたXは、慌てて救急車を呼んだ。Aは、約8分後に到着した救急車で近くの救急病院に運搬されたが、事故の3日後、低酸素脳症が原因で死亡した。病院でAの喉から取り出されたKには、噛まれた跡がほとんどなく、Aが丸のみしたのだと考えられる。

ゼリー菓子Kは、ゼラチンの代わりにコンニャクの粉末を用いて、果物の果汁を固めた菓子であり、約4cmの大きさのプラスチック製のカップに入れて販売されている。10年前にYが開発し、製造・販売を開始してから、通常のゼリーよりも硬い食感のほか、ダイエットに効果があるという理由から人気を集めている。現在では、Yの製造するKは、年間約100億円の売上げがあり、Y社全体の売上げの約8割を占めている。Kのヒットを受けて、Yの他にも、10社の食品会社がKと類似したコンニャクの粉末を用いたゼリー菓子を製造・販売している。

10年前に発売されて以降、Kを食べた人がのどに詰まらせて死亡するという事故が20件報告されている。いずれも、子供あるいは高齢者が、Kをほとんど噛むことなく飲み込んだという事例であった。Y社も、報告された事故については承知していたが、他の食品類と比べて特に事故の頻度が高いとはいえないことから、Kの大きさを変更する、あるいは、Kのパッケージに警告を表示するなどといった対応はとっていなかった。

その後、Aの事故などを受けて、食品安全の専門家による調査が行なわれたところ、Kおよび類似する他社の製品によって窒息死亡事故が発生する確率は、「アメ類と同程度」だという調査結果が出された。

<法律への手がかり>

キーワード：製造物責任、欠陥、現代型訴訟

参照条文：民法709条、製造物責任法3条

参考文献

吉村良一『不法行為法〔第4版〕』（有斐閣・2010年）278 - 284頁

鎌田薫「製造物責任」磯村保＝鎌田薫＝河上正二＝中舎寛樹『民法トライアル教室』（有斐閣・1999年）393 - 412頁